

ユミ カツラ ミュージアム建設基金 募金要項

募金名称

ユミ カツラ ミュージアム建設基金

募金目的

この基金は、日本におけるブライダルファッションの歴史を後世に継承するためのミュージアムの建設・運営を主な目的として設立されました。

桂由美は、日本初のブライダルファッション専門のデザイナーとして活動してきた先駆者です。

彼女の約 50 年に渡る作品は、まさに日本のブライダルファッションの歴史そのものと言えるでしょう。こうした歴史を埋没させることなく、全世界の人に披露したいと考えております。

また、桂由美の作品のほか、世界各国から集めた婚礼衣装を広く公開することで、世界のブライダルファッションとはどういうものなのか、日本のブライダルファッションとの比較や研究にも大きく役立つものとなるでしょう。

そのためにも、できるだけ早くミュージアムの建設をいたしたく、この計画を進めていく上では、より広くより強力なご支援が不可欠となります。

また、弊財団は公益財団法人の認可を受けており、免税の措置がとられておりますことから、この事業が多大な成果をあげるために、格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

皆様におかれましてはその趣旨をご理解の上、絶大なるご支援、ご協力を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

募金目標額

1 億 8 千万円

募金期間

特に定めていません

募金金額

【個人の場合】 一口 10,000 円 (できましたら 2 口以上のご寄付をお願いします。)

【法人の場合】 一口 50,000 円 (できましたら 3 口以上のご寄付をお願いします。)

お申し込み方法

1) 寄付申込書のご提出をお願いいたします。

寄付申込書にご記入の上、弊財団まで郵送または FAX にてお申送ください。個人及び法人が寄付された場合には、税法上の優遇措置が受けられます。

2) 寄付金のご送金をお願いいたします。

・下記の公益財団法人公益推進協会の銀行口座、又は郵便振替口座にお振込み下さい。

三菱東京 UFJ 銀行 新宿中央支店 普通 3469137

口座名義 ザイ) コウエキスイシンキョウカイ

※振込手数料は寄付者ご本人様のご負担となりますのでご了承ください。

ご寄付に対する税制上の優遇措置

【税制上の優遇措置について】

この寄附金は、特定公益増進法人への寄附金として、所得税・相続税・法人税の税制上の優遇措置があります。また一部の自治体では、個人住民税の寄附金控除の対象となります。

■ 個人の方の寄付について

弊財団は、平成 26 年 1 月 7 日付けで『税額控除を受けられる公益財団法人』として内閣総理大臣から認定を受けた為、個人の方がご寄付をしてくださった場合には、『所得控除制度』または『税額控除制度』のどちらかを選択いただけるようになりました。

(所得控除制度) [寄附額 (※1) - 2000 円] × 所得税率 = 控除対象額

(税額控除制度) [寄附額 (※1) - 2000 円] × 40% = 控除対象額 (※2)

※1: 控除対象寄附金: その年分の総所得金額等の 40%相当額が限度となります。

※2: 控除対象額: 所得税額の 25%相当額が控除限度となります。

尚、東京都のお住まいの方など一部の地域の方は、住民税の控除も受けられます。

●申告方法申告に際しては、次のものが必要となります。

(1) 所得控除制度の場合・・・弊財団が発行した領収書

(2) 税額控除制度の場合・・・弊財団が発行した領収書、税額控除に係る証明書の写し

※税金の詳細についてのお問い合わせは、お近くの税務署・税務相談室にご相談ください。

◎相続税

相続により取得した財産の一部または全部を寄附した場合、寄附した財産に相続税が課税されません。

なお、相続税の申告期限は被相続人が死亡したことを知った日の翌日から 10 か月以内 とされています。

■ 法人の寄付について

一般の寄付金とは別に、以下を限度として税務上の費用となります。

$(\text{期末資本金等額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 5\%) \times 1/2 + (\text{期末資本金等額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times 1/4$

お問い合わせ先

公益財団法人公益推進協会 ユミ カツラ ミュージアム建設基金事務局

〒105-0004 東京都港区新橋 6-7-9 新橋アイランドビル 2 階

TEL 03-5425-4201 FAX 03-5405-1814 e-mail: info@kosuikyo.com